

平成25年4月1日
総務部 財政課

入札制度見直しに伴う入札参加停止措置の取扱いについて

平成25年4月1日からの入札制度見直しに伴い、摂津市では「摂津市入札・契約事務に関する不当な情報提供要求についての対応要領」を制定いたします。次のような行為については、入札参加停止措置の対象となりますので、今後の入札参加にあたっては十分ご注意ください。

記

- 不当な情報提供要求及び働きかけに該当する行為
 - 予定価格・最低制限価格等に関して非公表の情報及び法令違反に繋がる可能性のある
 - 次の情報を職員から聞き出そうとする行為
 - ① 最低制限価格の全部又は一部
 - ② 設計価格の全部又は一部
 - ③ 競争入札等の参加企業の名称及び数

上記の行為については指名停止要綱別表第15号「前各号に掲げる場合のほか、入札参加資格者として、ふさわしくない行為があったと認められるとき」に該当しますので、摂津市競争入札参加資格委員会の審議に付し、最長2年の入札参加停止となります。

摂津市入札・契約事務に関する不当な情報提供要求についての対応要領

平成25年4月1日実施

(目的)

第1条 この要領は、摂津市が発注する建設工事及び測量、調査、設計等の業務委託の適正な履行を図るため、職員が受ける不当な情報提供要求への対応について必要な事項を定め、組織としての適正な対応を徹底するとともに、入札・契約事務の公平性及び透明性のより一層の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「不当な情報提供要求」とは、次に掲げる情報のうち非公表または公表前に情報を職員から聞き出そうとする行為をいう。

- (1) 最低制限価格
- (2) 競争入札等の参加者数及びその名称
- (3) 設計価格
- (4) 予定価格
- (5) 総合評価落札方式の落札者決定に係る評価項目の得点
- (6) 低入札価格調査制度における調査基準価格及び数値的判断基準額

2 入札公告等の定めに基づき、公表された設計数量・製品の種類・現場条件等の疑義、公表された積算基準等の問合わせを行うことは、この要領において「不当な情報提供要求」に該当しないものとする。

(対応、記録及び報告等)

第3条 職員は不当な情報提供要求及びその疑いのある要求に対しては、回答してはならない。

2 職員は、不当な情報提供要求及びその疑いのある要求者に対しては、可能な限り複数の職員で対応するものとする。

3 職員は、不当な情報提供要求又はその疑いのある要求を受けたときは、当該情報提供要求の相手方の氏名、連絡先等の確認を行い、「不当な情報提供要求記録簿」(別記様式第1号。以下「記録簿」という。)作成するものとする。

4 職員は、前項の規定により記録簿を作成したときは、速やかにその職員が所属する課の長及び契約担当課に報告しなければならない。

5 契約担当課職員は、前項の規定による報告を受けたときは、契約担当課長に報告しなければならない。

6 契約担当課長は、前項の規定による報告を受けたときは、総務部長へ報告するものとし、当該報告の内容が不当な情報提供要求に該当するか否かについて協議を行い、意見を記録簿へ付記するものとする。

(不当な情報提供要求の処理)

7 総務部長は、前項において協議を行った結果、当該報告内容が不当な情報提供要求に該当する可能性が高いと判断した場合には、市長及び副市長に報告するとともに、摂津市入札参加停止要綱第3条に基づき、摂津市競争入札参加資格委員会の審議に付する手続きを行うものとする。なお、審査事項について急施を要するため、委員長において委員会を招集する暇がない等の理由があるときは、回議をもって審査をすることができる。

(入札参加の停止等)

第4条 市長は、入札参加業者等による不当な情報提供要求があったと認められたときは、摂津市入札参加停止要綱第3条の規定により、指名停止等の措置を行い、その結果を公表するものとする。